

「同和問題を考える」：人権問題論の講義から

著者	明石 一郎
雑誌名	人権を考える
巻	20
ページ	57-76
発行年	2017-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1443/00007742/

「同和問題を考える」 ～人権問題論の講義から～

短期大学部教授 明石一郎

1. はじめに

人権問題論を受講して、改めて同和問題の認識を深くした。というのは、3年前、兄の結婚が家族の話題になった時、父母が兄に相手の女性が同和地区出身かどうかを問うたのである。

そして、その問いは私にもふりかかった。その時は、「そんなことは実際になってみないとわからない」と、適当な返事で濁したが、授業で同和問題の起源や歴史、現在の実態や差別解消に向けた取り組みなどを学んで、いかに今まで自分の考えが浅くて弱いものだったか反省した。

その後、兄はその恋人と無事結婚したが、もし、彼女が同和地区出身であったなら、どうなっていたかと思うと怖くなる。今の私なら両親に「同和地区かどうかでその人を判断するのはおかしいことや」とはっきり言える。しかし、以前の私なら同和地区への予断と偏見から間違った判断をしていたかもしれない。だから、私は同和問題の正しい知識を得ることがどんなに大切なことかということに気付いた、このことを胸に留めながら自分の人権意識を高めていきたい。

上記の意見は、私の「人権問題論」(2016年度：平成28年度春学期)を受講した学生のものである。

現在、同和問題は、見えにくくなっていると言われる。確かに、国の「同和对策審議会答申」(1965年：昭和40年)を受けて始まった「同和对策特別措置事業」(1969年度～2001年度：昭和44年度～平成13年度)によって、同和地区の住環境や就労、教育等の実態は一定程度改善してきた。しかし、人々の暮らしの中に「同和問題はなくなったのか」と言えば、残念ながら「そうではない」と言わざるを得ない。

大阪市民人権意識調査（2016年：平成28年6月報告）によれば、同和地区住民との結婚や地区内の住宅を忌避する考えが根強い（54%）ことが明らかになっている。そうした状況に鑑み、国においては※「部落差別解消推進法」が12月の臨時国会で可決、成立した。（2016年：平成28年9月～12月臨時国会）

※「部落差別の解消の推進に関する法律」

〈第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。〉

2. 「英語」嫌いと「人権」嫌いの克服を

文部科学省の「英語意識調査」（2015年：平成27年3月）によれば、「英語の学習が好きか」という問いに、「そう思わない」「どちらかといえば、思わない」を合わせると58.4%、英語学習が「好きでない」という高校3年生が6割近くいることがわかった。

英語教育を小学校から高校まで学習しているのになぜ「英語を嫌う」生徒が半数以上いるのか。そのことは、小学校から高校まで学習してきたであろう同和教育をはじめとした人権教育を「嫌う」意識や態度と共通したものがあるのではないかと考える。

その背景として、第1に、知識詰め込み型の一方的な教育方法にあると思われる。単語や文法等の暗記中心の英語学習、「差別をしてはいけません」という説教型の人権教育である。

第2は、「別に英語を使う仕事や生活はしない」と思っていること、「人権問題は一部の差別されている人々の問題で、自分とは関係のないこと」とい

う考えなど、英語も人権問題も日常の暮らしから「遠い」存在と認識されている。

第3は、実際にネイティブの人々との具体的な出合いやふれあいがなく、人権侵害に苦しむ人の思いや願いを聞いたりフィールドワークを行うなど、それらの人々との交流や生活体験を共有する学習が少ないこと等が考えられる。

現在、小学校5、6年で「外国語活動」として週1時間の英語が必修になっている。文科省は2018年度(平成30年度)から小学校3、4年で週1～2時間、5、6年では教科として週3時間程度の英語学習の導入を考えている。2020年(平成32年)に東京オリンピック・パラリンピックが開催される。海外から日本に来る人々との異文化コミュニケーションを図り、子どもの実生活や体験に根ざしたアクティブラーニング等によって英語教育の充実を図ることは大きな課題である。

同和教育をはじめとした人権教育においても、「人ごと」「他人事」に終わらないために「知識注入型、押し付け説教型」の人権学習を反省し、差別の歴史や実態から学び、その解決に向けた人々の努力によって、「必ず差別は無くすことができる」という見通しと展望のある同和教育をすすめていくことが重要であるとする。学習後に「先生、また、学びたい。人権学習をして元気が出ました」という積極的な意見や感想を持つような授業をしなければならぬと強く思う。

3. 同和問題の歴史認識

人権問題論の講義では、同和問題をはじめ子どもの虐待や貧困問題、男女共同参画社会問題、障がい者問題、高齢者問題、H I V等の病気に関わる人権問題、性的マイノリティ問題、外国人問題等々、今日の国際的な人権問題から国内の様々な人権問題を取り上げ、学生と共に考えることを基本としている。

同和問題に関しては、①歴史認識②地区の実態③差別解消への展望といっ

た3部構成で進めている。

①なぜ同和問題が存在しているのか。

同和問題とは、日本の歴史の中でつくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に厳しい状態に置かれ、今日においても日常生活の中で様々な差別を受けてきた日本固有の人権問題である。

※「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であり、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」（同和对策審議会答申<前文>、<同和問題の本質>より1965年：昭和40年）

同和問題の歴史を時代で概観すると、

- I 同和問題がなかった時代（古代～）
- II 同和問題が形成・成立した時代（中世・近世～）
- III 同和問題が未解決の時代（近代・現代～）
- IV 同和問題が解決される時代（～将来・未来）

に区分できる。

つまり、同和問題は、歴史的に一定の社会関係の下で、日本国民の一部の人々が身分差別をされるという「人為的」につくられた我が国固有の人権問題であり、国民の基本的人権の保障を求めたゆまない努力と願いによって、将来、必ず無くすことができる社会問題である。歴史を学ぶ意義は、単に過去のことを知るのではなく、身分制度の形成・成立過程を踏まえて現在及び未来に至る差別解消の道筋と解放の展望を確かにすることにあると考

える。

②「ケガレ意識」と差別

日本の中世社会は、まだ身分が流動的で固定化されていなかったが、人々の日常生活において出血によって「ケ(気)」が失われる死や女性の出産・生理・妊娠、六畜(馬、牛、羊、鶏、猪、犬)の生と死などを「ケガレ」として忌避し排除する「ケガレ意識」があった。

また、「キヨメ役」を果たす一部の人々を異能で特別な力を持つ者として排除した。「病気」は「ケ(気)」が枯れる「死(ケガレ)」につながると考えられ恐れられた。

一方、鎌倉時代における芸能に従事する人々や庭師などの職能人が差別されたのは、農耕などの生産的な職業でなく、「特別な力」を持つ人として人々に畏怖されたからと言われている。

当時の「ケガレ」とは、秩序から逸脱したり、秩序を乱したりするものと理解され、秩序の維持された日常性が「正常」であるとするれば、「ケガレ」とはそれを否定する存在であった。農耕を主とする中世社会にあって、この「ケガレ意識」による被差別民が近世の被差別部落民の系譜へとつながっていくと考えられる。

※赤坂憲雄氏 東北芸術工科大学 教授(「東北から見た部落差別(下)」
2004年6月号:『人権の広場』掲載)

「穢れ^{けが}とされてきたものには、大きくいって三種類ある。死の穢れ、産や月経にまつわる血の穢れ、そして、皮革や肉食の穢れである。……これらの穢れが錯綜しつつ織りなす精神的な景観のなかで、とりわけ、第三の皮革や肉食にかかわる差別の根底に横たわるものが、核心的なテーマとなるはずである」

被差別部落の始まりについては、中世の河原者などの被差別民が江戸時代の被差別身分につながったとする考えや明治時代の「解放令」(1871年)以降の「非合法」な人権侵害問題として捉えられている。

③身分制度の形成・成立

織豊政権による「刀狩り」や「検地」などの「兵農分離」を基本とした近世身分制度の確立によって差別の「合法化」が図られた。身分制度は幕藩体制成立と強化の土台であり、その目的は、将軍を頂点とする武士階級による民衆の政治的分断支配と年貢徴収の経済的搾取にあった。

また、江戸幕府は、武士に「苗字帯刀」や「切り捨てごめん」などの特権を与え、大名を親藩、譜代、外様に分け、「参勤交代」や「武家諸法度」などによって統治した。そして、全ての階層の人々を身分・職業・居住区域（三位一体）に固定化し、子々孫々に渡る世襲制度を固めた。

近世被差別部落の人々は、領主の支配下に置かれ、農耕、死牛馬の処理、皮革関係や履物業・竹細工などの手工業に従事させられた。また、支配地域の警備、牢舎番、犯罪者の逮捕、警吏などの下級警察業務の他、農民一揆の鎮圧にも駆り出される等、民衆の分断政策に利用された。

④差別解消に向けた取り組み

従来の「洪染一揆」等の被差別部落の人々の闘いに加えて、封建身分社会の中で被差別部落の民は「差別」と「貧困」にただ耐えているばかりの存在ではなかったことが近年わかってきた。江戸時代における被差別部落の「人口増」を支えた経済力や食肉に関する豊かな食文化の形成や医学、芸能などの近代日本社会の礎を築いてきた人々として研究が進んできた。

その一例として、大阪府内の被差別部落の人々の「竹皮値下げの闘い」がある。

江戸時代末期の1850年（嘉永3年）、大阪の摂津・河内・和泉3国の被差別部落17ヶ村の人々が、当時、村の重要な生業の一つであった雪駄表づくりの材料である竹皮の値上がりに反対し、大阪の竹皮問屋に値下げを約束させたという取組みである。（大阪府和泉市奥田家文書第4、12巻）

嶋村（現大阪府貝塚市）の徳兵衛はじめ被差別部落の人々は互いに連絡を取りあい協議を重ね、当時身分が上の竹皮問屋の和泉屋吉兵衛ら（6軒）を相手に理路整然と掛け合い、竹皮値下げの「勝利」をしている。幕末にあつ

ては、支配者の財政的破綻が進み、それと相まって幕藩体制が揺らぎ始める。被差別部落の人々は、「差別」と「貧困」の中で喘いでいるだけでなく、自らの生活を守るために立ち上がった事実を学ぶことは、被差別部落の人々への「負の印象」を払拭することにつながるものと考えられる。

※「洪染一揆」=1856年、岡山藩の身分差別強化に反対して53ヶ村の被差別部落の民衆が立ち上がった闘い。〈別段御触書〉で被差別部落の人々が洪染・藍染以外の着物や紋付の着物を着たり、傘や下駄の使用を禁じると共に、道で百姓に出会った時は裸足になってお辞儀をするように命じたことなどに反対して闘った。

⑤「解放令」（賤称廃止令）

明治政府は「文明開化」「四民平等」等をスローガンに1869年（明治2年）で公家・大名を華族に、武士を士族に、農民・町民を平民にした。さらに1871年（明治4年）には太政官布告による、いわゆる「解放令」を出し、被差別部落民への差別解消を記し、仕事・結婚・居住の自由を謳った。しかし、「解放令」は、平民並みになったことを法的に「宣明」しただけで、実質的な解放の行政施策は講じられず、「戸籍」への差別記載など被差別部落の人々への偏見や生活困窮は解消されなかった。

※「壬申戸籍」=1872年（明治5年）壬申の年、明治政府が作った最初の全国的戸籍。

「四民平等」を前提としたが、士族・平民・新平民などの身分差別呼称を一部残した。1968年（昭和43年）同和地区出身者かどうかを探り出すためこの戸籍が用いられようとした事件が発覚し、同年閲覧禁止とされた。

⑥融和事業

20世紀に入ると社会運動の隆盛と相まって同和問題は大きな社会問題となっていく。特に米騒動（1918年：大正7年）をきっかけに政府は民衆の動向を注視し、同和問題は重要な治安問題と認識し、同和地区の生活改善運動

を目的とした融和事業を展開した。

融和事業は「被差別部落の人々が生活態度を改め、衛生につとめ、真面目に働き、貯蓄や学問に励むべし」との考え方で、差別の原因は地区の人々自身にあるとした。そして、地方改善費（国費）を交付し、集会場や浴場、診療所や託児所などを建設し、下水排水など地域環境の改善、講演会による啓発などをすすめた。しかし、それらの施策は一定の成果はあったものの「同情、融和」の域を出ず、根本的な差別の解決をめざすものでなかったため、その後、被差別部落の人々による自主的な取り組みの機運を醸成することとなり、部落解放運動へとつながっていく。

⑦全国水平社の創立

1922年（大正11年）3月3日、全国水平社が結成された。永きにわたって虐げられてきた被差別部落の人々は、真に人間の尊厳とは何か、人間は同情され、わられる存在ではなく、「人間を尊重することによって自らを解放せん」とする水平社宣言を声高らかに謳った。

宣言は「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と締めくくり、人間解放を世に問うた。水平社の結成により、世間の厳しい差別に対して糾弾闘争や人権啓発演説会を各地で開催した。宣言の起草者は西光万吉、創立者の一人に阪本清一郎がいた。住井すゑ氏による小説「橋のない川」では、西光万吉モデルの秀昭、阪本清一郎モデルの誠太郎が登場し、奈良を舞台に部落解放運動に目覚めていく青年群像を生き活きと描いている。

※「全国水平社創立宣言と関係資料」を世界記憶遺産に登録させる取り組み

「全国水平社創立宣言」とその関係資料の計11点を「世界記憶遺産」に登録（2017年：平成29年）させる運動。「人間は尊敬すべきもの」として、過去の同情的な融和運動を拒否して部落民自らが誇りを持ち、自主的集団的解放運動に立ち上がることを主張した「全国水平社創立宣言は」、日本初の「人権宣言」として人権史上高く評価され、被差別マイノリティ自身が出した世界初の「人権宣言」でもあるとされている。

⑧日本国憲法と基本的人権

1947年（昭和22年）、日本国憲法が制定され、「出自」や「出身」等による一切の差別が禁止された。（同第14条）これにより同和問題解決の行政施策に法的根拠が与えられた。

1951年（昭和26年）、雑誌『オールロマンス』に差別的な表現のある小説「特殊部落」が掲載された。内容は、京都市内の朝鮮の人々が居住する地域を「特殊部落」と描き、差別を助長するものであった。このことを契機に、「なぜ被差別部落には道路や上下水道が整備されていないのか」「伝染病が多発するのはなぜか」「長期欠席児童や不就学児童が多いのはなぜか」「狭隘で不良住宅が密集しているのはなぜか」などと行政の責任が問われた。

これを受けて京都市長は「描かれている問題は筆者だけでなく、責任は京都市行政にある」と回答し、この事件をきっかけに行政責任が明らかになり、同和行政の必要性が認識されることとなった。

※同和問題に関する法令・施策

- ・1965年 同和対策審議会答申（同和対策審議会が同年8月、政府の同和対策方針を内閣総理大臣に答申し、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとした）
- ・1969年 上記答申を受け、同和対策事業特別措置法制定（同和対策事業の限時法）
- ・1982年 地域改善対策特別措置法制定（地対法：5カ年の限時法）
- ・1987年 地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定（地対財特法）
- ・1997年 地対財特法の一部改正法により、2003年3月31日に失効し、一般対策に移行
- ・1999年 人権擁護推進審議会答申（人権教育・啓発の基本的事項を明記）
- ・2000年 上記答申を受け、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律制定
- ・2002年 上記法律により、人権教育・啓発に関する基本計画を閣議決定。

(厚生労働省は雇用主に対して就職の機会均等と確保するための公正な採用選考システムの確立)

4. 同和問題の実態

①「部落」という表現について

一般的に地方集落のことを部落というが、同和問題における「部落」という言い方は被差別部落（未解放部落という表現もある）をいう。1871年（明治4年）、いわゆる「解放令」で旧賤民身分は廃止され、1947年（昭和22年）の日本国憲法で「門地」（家柄・出身）による差別は禁止されたが、今日においても同和問題はなくなっていない。同和問題は特定地区に居住する人々やその地区出身者及び血縁者の基本的人権を侵害する不当な「社会悪」である。

②「同和」という言葉について

1926年（昭和元年）、昭和天皇の即位において「・・・人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ・・・」といった文言が始まりとされる。（部落問題辞典：592頁）

当時は被差別部落を一般社会への「同化」を進めるという考えから、差別を受けるのは同和地区住民自身に問題があるという考えが支配的であった。現在は、「同和」という言葉は行政（教育）用語として使われることが多い。

③同和問題は現代の社会問題

同和問題は、過去の問題ではなく、今も人々の日常生活に起きている社会問題である。

国内における人権侵犯事件が2013年度（平成25年度：法務局）22437件生起しており、同和地区に関する差別落書きやインターネット上の差別記載、行政書士が職権を悪用して結婚などの身元調査した事件なども起きている。

今日、日本社会の都市化や少子高齢化等に伴って同和地区内外の人々の「流

動化」がすすむと共に、この間の様々な行政的施策や同和・人権教育、啓発活動等によって差別解消に向けた取り組みが進展してきたが、依然として同和問題に関する否定的な考えが存在する。

例えば「そっとしておけば差別はなくなる」などに代表される「寝た子を起こすな論」や「差別をされる地区に生活しないで、分散して引越すればいい」という「部落分散論」等がある。

また、結婚をめぐる地区出身者への忌避的態度としては、「絶対に結婚を認めない（させない）」といった考えもある。同和地区やその周辺地域に対する忌避については、「手頃な家を見つけたので買おうとしたところ、同和地区が通学区域であることがわかったために家を買うのを見合わせた」という事例もある。

一方、結婚や就職、住居の購入等において「差別はよくない」「そうした考えはおかしい」という意識も高まっており、この間の同和地区住民の自主的運動等によって周辺地域住民との差別解消に向けた取り組みも進んできている。これからは、今なお「差別をする力」があることをしっかりとらえると共に、「差別をなくす力」も大きく働いていることを理解し、差別解消に向けた展望と見通しを確かなものにするを講義では重視した。

※国の同和問題に関する意識調査では「結婚問題で周囲の反対を受ける」と答えた割合が37.3%と最も高く、「身元調査をされる」(27.8%)、「差別的な言動をされる」(24.9%)、「就職・職場で不利な扱いを受ける」(23.2%)などの順となっている。

また、「特にない」と答えた割合が18.6%、「わからない」と答えた割合が12.0%である。都市規模別では、「差別的な言動をされる」と答えた割合は大都市で高くなっている。性別では、「結婚問題で周囲の反対を受ける」と答えた割合は女性で高く、年齢別では、「結婚問題で周囲の反対を受ける」、「身元調査をされる」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」と答えた割合は40歳代、「差別的な言動をされること」と答えた割合は20歳代から40歳代でそれぞれ高くなっている。(「人権擁護に関する意識調査」内閣府2012年：平成24年)

5. 同和問題への意識 ～「偏見」や「間違っただけ」を克服するために～

- ①「自然解消論」＝「そっとしておけば部落差別はそのうち自然になくなる」
「知らない子どもに教えるから差別が残る」といった考え。

＜アプローチ＞

・自然に同和問題が解消するならすでに問題が解決されているはずである。「そのうちなくなる」という考えは、「差別がなくなるまで我慢なさい」ということであり、差別を容認する考え方になる。結果として積極的に同和問題の解決をしようとする取り組みに否定的な姿勢になる。

- ②「部落分散論」＝「ある地域に固まって生活するから差別される」「遠くへ行けばわからない」といった考え。

＜アプローチ＞

・「差別から逃げなさい」という考え方で、結果として同和問題を温存させることになる。居住の自由や職業の選択は基本的人権として何人も日本国憲法で保障されており、問題の本質は差別される側の人々にあるのではなく、差別する側の人々にあることがわかっていない考えである。

- ③「部落責任論」＝「部落の人は、集団で来るから怖い」「差別されるのは同和地区の人々の態度や生活の仕方にある」など、部落の人に差別される原因を求める考え。

＜アプローチ＞

・声の大きい人や怖そうな人はどこにでもいるのに、それを同和地区の人々に限って否定的に言うのは差別意識の表れと言える。「部落の人は怖い」というのも予断や偏見に基づく考えで事実ではない。実際に自分が体験していないのに「世間みんなが、そう言っている」などと、世の中の風評や噂を信じて言動する考えである。

- ④「差別本能論」＝「人間は、本来、差別心を持つもので、それを無くすることはできない。人を差別するのは人間の本能だから仕方がない」といった考え。

《アプローチ》

・差別をすることが人間の本能なら、差別をなくすことは不可能になり、差別されている人に宿命だから「諦めなさい」「仕方がない」ということになる。しかし、同和問題は、「人為」であり、一定の歴史的社会的関係の中で作り出された問題である。教育や啓発、行政施策や法的整備などの積極的な取り組みによって必ず解決できるものであると考える。

6. 同和問題解決への展望

今夏（2016年8月）、滋賀県草津市常盤学区の人権啓発セミナーに参加する機会を得た。常盤学区は草津市北端部の琵琶湖畔に位置し、豊かな水田が広がる農村地域に16の自治会（約1800世帯、5000人：2016年6月現在）がある。本学区は、1979年（昭和54年）に「常盤学区同和教育推進協議会」を創設し、以来、約40年間にわたり学区住民の同和問題に対する認識を高め、同和問題の早期解決をめざして、地域ぐるみで人権・同和教育に取り組んできた地域である。1995年（平成7年）には、「同和教育推進宣言」を定め、学区内の各町会はじめ学校園所や各種団体の代表者が中心になって、地域住民を対象に「人権・同和教育研修」を年4回、連続開催し、近隣町と同和地区との住民交流も行ってきた。（「常盤地区同和教育推進協議会」の実践報告：2016年平成28年）

こうした取り組みの成果が、以下の「草津市民意識調査」（2013年度 平成25年度）に顕著に表れている。

- ①「学校教育において同和問題をはじめ人権尊重の学習を徹底する必要があると思う。」

	2013年度（平成25年度）	2008年度（平成20年度）	2003年度（平成15年度）
常盤学区	70.0%	45.5%	47.7%
草津市内全体	44.6%	43.3%	43.0%

- ②「差別意識を無くすために同和教育を徹底する必要があると思う。」

	2013年度（平成25年度）	2008年度（平成20年度）	2003年度（平成15年度）
常盤学区	60.0%	49.6%	41.7%
草津市内全体	32.9%	30.2%	28.6%

- ③「同和問題の解決には、同和地区の人々が分散して住むようにすればいいと思う。」

	2013年度（平成25年度）	2008年度（平成20年度）	2003年度（平成15年度）
常盤学区	20.0%	8.9%	18.2%
草津市内全体	37.0%	27.3%	28.2%

- ④「同和地区のことは、口に出さず、そっとしておけば、自然になくなると思う。」

	2013年度（平成25年度）	2008年度（平成20年度）	2003年度（平成15年度）
常盤学区	24.0%	21.1%	29.5%
草津市内全体	28.6%	27.0%	29.2%

人権問題論の授業を通じて教育において同和教育を推進することが重要であることを改めて認識させられる学生の感想を紹介する。

私の地元の近くに同和地区がある。なぜそれを知っているのかと言うと、小学生の頃、その地区に住んでいる方のお話を聞いたからである。同和地区では牛や豚を食肉として加工する工場がある。近くを通ると少し臭いもする。Aさんが子どもの頃、クラスメートから「お前は牛や豚を殺す地域に住んでいるから」などと嫌がらせを受けたようだ。

しかし、みんなお肉を食べて生きている。そうした仕事をしている人々に

感謝こそすれ差別するのはおかしいと思う。私は小学生のときに地区の方のお話を聞いて「理不尽な差別はいけない」と強く思った。お肉が好きな私は、今も毎日、食肉工場の横を「ありがとう」という気持ちで通っている。

7. 最後に

① 『あなたに伝えたいこと』(DVD:視聴覚教材)鑑賞から

授業では、より身近に同和問題を考える目的で『あなたに伝えたいこと』(文科省選定:2015年度:平成27年度 人権啓発映像作品法務大臣優秀賞 DVD:36分)の鑑賞を通じて理解を深めた。

この物語の主人公である真央は、自分の結婚話を発端に、恋人(拓海)や友人(亜美)、家族などとの関わりから、同和問題が身近な問題であることを知る。インターネット上の情報に左右されることなく人とふれあい、お互いを正しく知ることが、同和問題やすべての差別をなくしていくために重要であることを、若い二人の結婚問題から明るい希望とともに同和問題解決の確かな筋道を伝える作品である。

② 鑑賞後の感想意見から

結婚相手が同和地区出身かどうかで差別するのは良くないと思います。自分の気持ちが一番大事です。私は同和地区のことを高校の時に知りました。それまでは全く知りませんでした。私のような世代は気にする人は少ないと思いますが、祖父母や親の世代は気にする人が多いと思います。母の友だちも結婚するときに周りの親せきから反対されて悲しんだと聞きました。何も関係なく気にせず暮らしていければそれはそれでいいと思いますが、実際に差別があると考えるときちんと学ぶことが大切だと思います。

このビデオを見て感動しました。お互いの信頼と周りの人の理解と支えがあってゴールインしたからです。私たちの時代から同和問題を乗り越えていく生き方をしていきたいと思います。

中学生の時に同和問題を初めて知りましたが、正直、その時は「知らなければ知らないままでいた方がいい」と思いました。知らなければ偏見や差別もなくなると考えたからです。しかし、今日の授業で「知らないままではダメだ」と気づきました。知らないままだと、もし、実際に差別を見聞きしたとき、ただの好奇心から自分も差別をしてしまうかもしれないし、間違いを正せないからです。

私は小学校の教員をめざしています。自分自身が正しい知識を身につけて学ぶことが子どもたちに差別をしない人間に育てることになると強く思いました。

同和問題なんてあってはいけなそう思いました。私の彼氏は私と宗教が違います。最初は少し抵抗というか、何か拒むものがありました。人権問題論を受けて考えが変化しました。人はそれぞれで、どんな宗教であれ、そのことと人間性とは関係ないと感じました。大切なことは当人の気持ちと互いの信頼だと。

同和問題に関しては、母から「部落の人は怖い」と教えられてきました。しかし、今日のビデオ「あなたに伝えたいこと」を観て、同和地区の人も私らと何にも変わらない人たちで、差別している人が醜いと思いました。そのことを家で母にも話してみようと思いました。

同和問題の実態から現在のことがよくわかるDVDでした。結婚のときに相手の家柄や地区を気にすることは、今でも普通にしていまいがちなことです。作品の中でネット上に同和地区名が書かれているシーンがありましたが、もし、私もそれを目にしたら「へえ、ここがそうなんや」と思ってしまうかもしれません。でも、それこそが差別をしてしまうことなんだと気づきました。

今まで何にも意識することなく当たり前のように「自分は差別なんかしていない」と思い込んでいましたが、普段の言動を振り返れば「危ないな……。」と危機感を覚えました。同和問題を身近に感じることができ、自分自身の生

き方を気付かせてくれるDVDでした。

私は〇〇県の〇〇市に住んでいます。私は自分が育ったこの町が大好きです。近所の人ともフレンドリーだし、おかずのおすそ分けが多すぎてお腹がいっぱいになる時もあるぐらい素敵な場所です。

しかし、私が大阪に出てきて周りの友達に言われたことが今でも忘れられません。

「あんだ、〇〇に住んでるの？ えー、私は絶対に〇〇には行かないし、すまへんわ～。だってヤンキーとかヤクザばかりなんでしょー。」「そしたら、あなたもそういう人たちと友達なんでしょ。こわーい。」と言われてとても傷ついたことです。

同和問題をこの授業で学べて本当によかったです。同和地区の人は何も悪くないです。周りの人々の考えや行動が変わっていくべきです。そして、この問題をちゃんと理解していくことです。

8. 《補足》 同和問題に関する「Q&A」

Q 1

「そっとしておけば、同和問題は無くなるのではないか」という人がいますが・・・。

A 1

「そっとしておけば、同和問題は無くなる」という考えでは同和問題は解決できない。1871年（明治4年）、いわゆる「解放令」（賤称廃止令：太政官布告）が出されてから約140年、1947年（昭和22年）、基本的人権の保障を謳った日本国憲法が施行されて約70年経過した現在でも、「差別をしてはいけない」とわかっているのに、いまだ差別が現存している。それは、同和問題を正しく学習しなかったり、多くの人が「できることならかわりたくない」「傍観者でいたい」あるいは「そのうちに自然になくなるから…」などと同和問

題と真剣に向き合うことなく、避けてきたからである。

その結果、偏見や間違った考えが人から人へと伝えられ、差別が繰り返されてきたと言える。

同和問題を正しく認識するとともに、一人ひとりが差別を許さない心をしっかりと呼び、豊かな人権意識や感覚を持った生き方をすることが大切である。そして、どのような時も「自分が差別されたらどうか」と、相手の立場に立って考え行動する姿勢を持ち続けることが求められる。

Q 2

「同和問題は、自分には関係ない」という人がいますが・・・。

A 2

同和問題は、同和地区に生まれたという理由だけで、根拠のない言い伝えや偏見によって差別されるという社会問題である。それぞれ自分の日常生活を振り返ってみても、自分に責任のない理由で、つらい思いをしたことはないだろうか。例えば、家族の構成や親の仕事、国籍や人種、性別や思想信条・宗教、障がいの有無などである。

同和問題を含めて様々な人権問題があるが、これらは差別される人々の問題ではなく、差別する人々の問題である。人権問題の解決は、自分が差別する人間にならないだけでなく、日常生活の中で差別を許さない行動をとることである。そのためには、同和問題をはじめとした様々な人権問題を「自分には関係ない」と避けるのではなく、自分自身の暮らしと重ねて「自分事」として捉えることが大切である。何事も「他人事」だと関心が薄く積極的な態度が生じない。同和問題の学習を通して正しく理解すれば、同和問題に関わったときに差別を許さない態度をとることができる。

また、人権問題の学習過程で厳しい差別の中で真剣に生きてきた人々の姿やその願いに触れ、自分自身の考え方や生き方を見つめ直し考えることで、他の人権問題についても気づくようになる。同和問題を自分の問題として考えることは、自身の人生をより豊かにすることにつながることである。

Q 3

「同和教育では、どのような力を育むことができるのでしょうか。」

A 3

同和教育は、教育を通じて部落差別の解消を図ることを直接のねらいとしているが、これを通じて、差別や偏見を見抜く合理的なものの見方、考え方を学び、差別や偏見を許さない実践力を育むことを目的としている。したがって、同和問題の解決だけでなく、様々な人権問題の課題解決に取り組んできた。

約60年前、「今日も机にあの子がいない」という長期欠席や不就学といった同和地区の子どもの生活実態や差別の現実に深く学ぶことから同和教育はスタートした。同和教育は人権教育の典型や先駆けとして実践されてきた。そして、その研究実践の広がりや深まりが、障がい者理解教育（特別支援教育）、在日外国人教育、男女参画共生教育などの人権教育へと発展してきた。同和教育で育んだ差別を許さない人権感覚と態度は、あらゆる差別を解消していくための「人間力」の基礎となっている。

(主な参考文献、資料)

- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」（2016年12月）
- ・「人権擁護に関する意識調査」（内閣府：2012年）
- ・「同和对策審議会答申」（政府：1965年）
- ・「大阪府同和对策審議会答申」（大阪府：2001年3月）
- ・『全国同和教育研究大会報告書集 第1回～60回』（全同教：1953年～2008年）
- ・「人権問題に関する府民意識調査」（大阪府：2011年3月）
- ・「大阪市民人権意識調査」（大阪府：2016年6月）
- ・「貝塚市民人権意識調査」（貝塚市：1996年11月）
- ・「貝塚市男女共同参画市民意識調査」（貝塚市：2012年3月）
- ・「草津市民人権意識調査」（草津市：2013年3月）
- ・『子どもは毎日が旬』（明石一郎：解放出版社2009年11月）

「同和問題を考える」～人権問題論の講義から～

- ・『心の窓を少し拓いて』（明石一郎：近畿出版印刷2012年1月）
- ・『大阪の先生は元気です！』（明石一郎：近畿出版印刷2013年3月）
- ・『部落史学習をどうすすめるか』（寺木伸明：大阪府同和教育研究協議会1996年）
- ・『被差別部落起源論序説』（寺木伸明：明石書店1990年）
- ・『鳴村の歴史と生活 第1集』（歴史と生活を掘りおこす会：2005年）
- ・『香川の人権』（NPO法人香川人権研究所：2007年）
- ・『部落問題辞典』（部落解放研究所編：1986年）
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について～第三次とりまとめ～」(文科省：2008年3月)
- ・『講演収録Vol.2 心の窓を少し拓いて～人権は教育の根幹！～』（三重県人権教育研究協議会：2013年12月）
- ・『貝塚市立東小学校スタンダード』（貝塚市立東小学校：2014年3月）
- ・『あなたに伝えたいこと』（兵庫県人権啓発協会発行 DVD：2015年2月）